

資料 1

令和 6 年度京都市国民健康保険事業（案）について

< 目 次 >

	頁
1 令和6年度京都市国保事業（案）について	
(1) 被保険者数等の見込	1
(2) 令和6年度保険料について	1
2 京都市国保を取り巻く状況	4
3 令和6年度財政状況	5
4 令和6年度における制度改革	6

1 令和6年度京都市国保事業（案）について

(1) 被保険者数等の見込

令和6年度の被保険者数は、団塊の世代が後期高齢者医療制度へ移行することに加え、令和6年10月からの被用者保険の適用拡大による減少もあり、大幅に減少する見込みである。

項 目	5年度予算	6年度予算	増△減
被 保 険 者 数	270,000人	259,000人	△11,000人（△4.07%）
世 帯 数	192,000世帯	189,000世帯	△3,000世帯（△1.56%）

(2) 令和6年度保険料について

ア 保険料算定の考え方

- 京都府から示された令和6年度における本市納付金総額については、昨年度比28億円（371億円→399億円）の増となった。また、被保険者が減少するものと見込んでいることから、1人当たり納付金は16,849円（約12.3%）の増となった。
- 納付金が大幅に増加した主な要因は以下の2点。
 - ①国の法改正に伴い、納付金の算定基礎となる前期高齢者交付金（府の歳入項目）が直近1年の給付費実績を基に算出される方法から、直近3年の給付費実績の平均を基に算出される方法に変更された。これにより、コロナ禍の受診控えで医療費が減少した令和2年度の実績が算定に含まれ、交付金額が従来の算出方法による算定よりも低くなった。
 - ②納付金の算定基礎となる、府が見込む各市町村の保険給付費について、令和3年度から令和5年度において過少に見込まれ、十分な納付金を集めることができず、収入不足が生じた。その収入不足を府の基金の取り崩しで補てんしていたが、府の基金が不足したことから、令和6年度以降に収入不足が生じないように、保険給付費を実績に見合った適正な見込みに見直した。
- 本来、1人当たり納付金の増加に合わせて保険料を引き上げる必要があるが、この度の納付金の増には、国による算定方法の変更といった制度的な要素を多く含んでいること、また、物価高騰による被保険者の厳しい生活状況を踏まえ、可能な限り負担抑制を図るため、保険料率を据え置くことを前提に収支計算を行った。その結果、従来からの一般会計からの財政支援64億円を維持してもなお、67億円の収支不足が生じることとなった。

イ 財源不足への対応

- 前期高齢者交付金の算定方法の変更による納付金への影響については、国の法改正に伴う制度的かつ一過性のものであるといった特別な事情を考慮し、影響額である 15 億円を一般会計から臨時支援を行う。(3 月補正において 23 億円(6 年度分:15 億円、7 年度分:8 億円)を国保基金に積立て)
- 府が保険給付費を適正に見直したことに伴う納付金への影響については、本来は、保険料の引上げで対応すべきものであるが、物価高騰が続いている被保険者の厳しい生活状況を踏まえ、国の物価高騰に係る臨時交付金を財源とした一般会計からの臨時支援 13 億円を活用する。
- 残る財源不足 39 億円は、これまでの剰余金を国保基金に積み立てることによって確保した財源を活用する。
- これらの対応により保険料率を据え置くことによって、前年度と世帯構成や所得が同額ならば保険料も同額になる。ただし、国の制度改正に合わせて後期高齢者支援分に係る保険料の最高限度額を 2 万円引き上げるため、対象となる所得の高い世帯は負担が増加することとなる。

ウ 保険料率・1人あたり保険料の状況

		保険料率			1人あたり保険料		
		5年度	6年度	増△減	5年度	6年度	増△減
医療分	均等割	25,790円	25,790円	+0円			
	平等割	16,610円	16,610円	+0円	57,557円	56,767円	△790円
	所得割	7.65	7.65	0.00pt			(△ 1.37%)
後期分	均等割	9,200円	9,200円	+0円			
	平等割	5,930円	5,930円	+0円	20,485円	20,241円	△244円
	所得割	2.82	2.82	0.00pt			(△ 1.19%)
介護分	均等割	9,970円	9,970円	+0円			
	平等割	4,910円	4,910円	+0円	22,362円	21,738円	△624円
	所得割	2.56	2.56	0.00pt			(△ 2.79%)
医療分+後期分					78,042円	77,008円	△1,034円 (△ 1.32%)
医療分+後期分+介護分					100,404円	98,746円	△1,658円 (△ 1.65%)

保険料率は据え置くが、被保険者のうち、低所得の方の割合が増えているため、1人あたり保険料では減となる。

エ 1人あたり保険料の推移(予算ベース)

1人あたり保険料	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
医療分	54,988円	55,284円	55,100円	55,097円	57,382円	57,557円	56,767円
後期分	19,966円	20,095円	20,032円	20,030円	20,456円	20,485円	20,241円
介護分	21,412円	21,466円	21,381円	21,247円	22,104円	22,362円	21,738円
合計	96,366円	96,845円	96,513円	96,374円	99,942円	100,404円	98,746円

備考	保険料引下げ	料率据置き	料率据置き	料率据置き	料率引上げ (1人あたり保険料 3.7%相当)	料率据置き	料率据置き
----	--------	-------	-------	-------	-------------------------------	-------	-------

オ 一般会計繰入金の比較

	5年度	6年度	増△減
基盤安定分	8,659百万円	8,824百万円	+165百万円
子ども均等割軽減分	74百万円	66百万円	△8百万円
産前産後保険料減額分		24百万円	+24百万円
財政支援分	6,409百万円	7,700百万円	+1,291百万円
通常分	6,409百万円	6,409百万円	0百万円
物価高騰に係る 臨時支援分		1,291百万円	+1,291百万円
合計	15,142百万円	16,614百万円	+1,472百万円

※被保険者数は減少傾向にあるが、軽減適用率は増加しているため、基盤安定分は増加。

また、物価高騰が続き、被保険者が厳しい生活状況にあることを鑑み、一般会計から臨時で財政支援分を13億円増額している。

カ 基金及び財源不足への対応状況

(単位：億円)			
	現在	R6.3月補正	6年度活用
基金残高	22.6	64.6	10.1
国保剰余金積立分	22.6	41.6	2.1
積立額（前年度決算黒字）	－	19	0
活用額	－	0	△39.5
前期高齢者交付金の算定方法 変更に対する臨時支援	0	23	8
積立額	－	23	0
活用額	－	0	△15.0
物価高騰に係る臨時支援	0	0	13

6年度財源不足
67億円への対策

- ・令和6年3月補正において、令和4年度決算黒字の19億円と、前期高齢者交付金の算定方法変更に伴う納付金への影響額23億円（6年度：15億円、7年度：8億円）を国保基金に積み立てる。
- ・令和6年度当初予算においては、財源不足67億円への対策として、国保基金取崩し分54億円に加え、物価高騰に係る一般会計からの臨時支援13億円を活用する。

2 京都市国保を取り巻く状況

- 少子高齢化の進展や被用者保険の適用拡大などの影響により、被保険者数の減少とともに、国保制度が持つ構造的な課題（高齢者や低所得者の割合が高いなど）がより顕在化していく傾向にあり、国保財政はより厳しさを増していくと予想される。また、保険料負担軽減を図るための基金も残りわずかとなり、今後、保険料の引上げを検討せざるを得ないと考えている。
- 本市としては、「健康長寿のまち・京都」の取組と連携して実施している保健事業等による被保険者の健康づくりの取組を推進し、医療費の適正化を図るとともに、国保制度運営の根幹である保険料徴収率の向上を図ることで保険料の負担増加の抑制に努めるなど、本市の財政状況も踏まえながら、持続可能な制度運営に努めていく。
- 府に対しては、納付金の算定方法等について府下市町村との間で密に情報共有を図り、今後、今回のような納付金の急激な増加を引き起こすことがないよう安定的な運営を求めている。
- 国に対しては、更なる財政措置の拡充に加え、国保を含むすべての医療保険制度の一本化など制度の抜本的改革を強く要望していく。

【参考】

○本市における医療費の状況

	平成20年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
前期高齢者(65～74歳) 加 入 割 合	29.9%	39.6%	40.2%	38.8%
一般1人当たり医療費	281,674円	365,544円	395,538円	401,779円

○本市における保険料軽減適用率

	平成20年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
軽 減 適 用 率	60.3%	78.4%	80.3%	83.5%

3 令和6年度財政状況

(単位:千円)

項 目			5 年度 予算額 (A)	6 年度財政 見込額 (B)	増△減 (B - A)	備 考
一般医療分	歳入	保険料	15,403,000	14,522,000	△ 881,000	被保険者数の減
		国庫支出金	20,913	543,437	522,524	
		府支出金	98,879,009	93,978,441	△ 4,900,568	被保険者数減に伴う医療費の減
		一般会計繰入金	12,000,921	13,334,921	1,334,000	臨時支援の増
		繰越金	1	1	0	
		基金繰入金	460,000	3,340,000	2,880,000	料率据置のための基金取崩の増
		その他	224,810	228,200	3,390	
	小計		126,988,654	125,947,000	△ 1,041,654	
	歳出	給付費	97,529,000	92,994,000	△ 4,535,000	被保険者数の減
		納付金	24,637,000	27,429,000	2,792,000	京都府が示す納付金の増
		保健事業費	1,107,819	1,138,060	30,241	
		その他	3,714,835	4,385,940	671,105	
小計		126,988,654	125,947,000	△ 1,041,654		
差引過△不足額		0	0	0		
後期高齢者支援分	歳入	保険料	5,483,000	5,180,000	△ 303,000	被保険者数の減
		一般会計繰入金	2,328,000	2,405,000	77,000	
		基金繰入金	1,170,000	1,570,000	400,000	料率据置のための基金取崩の増
		小計		8,981,000	9,155,000	174,000
	歳出	納付金	8,981,000	9,155,000	174,000	京都府が示す納付金の増
		小計		8,981,000	9,155,000	174,000
差引過△不足額		0	0	0		
介護分	歳入	保険料	2,029,000	1,926,000	△ 103,000	
		一般会計繰入金	813,000	874,000	61,000	
		基金繰入金	610,000	540,000	△ 70,000	
		小計		3,452,000	3,340,000	△ 112,000
	歳出	納付金	3,452,000	3,340,000	△ 112,000	京都府が示す納付金の減
		小計		3,452,000	3,340,000	△ 112,000
差引過△不足額		0	0	0		
退職者医療分	歳入	保険料	46	0	△ 46	退職者医療制度の廃止による皆減
		府支出金	2,442	0	△ 2,442	
		その他	858	0	△ 858	
		小計		3,346	0	△ 3,346
	歳出	給付費	3,000	0	△ 3,000	
		納付金	46	0	△ 46	
		その他	300	0	△ 300	
		小計		3,346	0	△ 3,346
	差引過△不足額		0	0	0	
	歳入合計 (A)		139,425,000	138,442,000	△ 983,000	
歳出合計 (B)		139,425,000	138,442,000	△ 983,000		

【収支イメージ図】

一般医療分		後期高齢者支援分		介護分	
納付金（医療分） 274億2,900万円	保険料 145億 2,200万円	納付金（後期分） 91億5,500万円	保険料 51億 8,000万円	納付金（介護分） 33億4,000万円	保険料 19億 2,600万円
給付費等 985億 1,800万円	国・府支出金等 945億 2,200万円		一般会計繰入金（基盤） 21億 4,500万円		一般会計繰入金（基盤） 7億 5,700万円
	一般会計繰入金（基盤） 60億 1,200万円		一般会計繰入金（財政） 2億 6,000万円		一般会計繰入金（財政） 1億 1,700万円
	一般会計繰入金（財政） 73億 2,300万円		基金繰入金 15億 7,000万円		基金繰入金 5億 4,000万円
	基金繰入金 33億 4,000万円				
	その他 2億2,800万円				
収支均衡		収支均衡		収支均衡	
		一般会計からの臨時支援13億円を含む			

4 令和6年度における制度改正

(1) 賦課限度額の引上げ 【諮問事項】(資料2)にて説明)

(2) 保険料軽減措置の対象世帯の判定に係る所得基準額の引上げ

保険料軽減措置世帯について、経済動向等を踏まえ、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の判定を行う所得基準の引上げを行う。

軽減区分	現行の軽減判定（基準）所得	改正後の軽減判定（基準）所得
7割軽減	43万円＋（10万円×給与所得者数－1）	（変更なし）
5割軽減	43万円＋（10万円×給与所得者数－1） ＋（29万円×被保険者数）	43万円＋（10万円×給与所得者数－1） ＋（ 29万5千円 ×被保険者数）
2割軽減	43万円＋（10万円×給与所得者数－1） ＋（53万5千円×被保険者数）	43万円＋（10万円×給与所得者数－1） ＋（ 54万5千円 ×被保険者数）

【(1) および (2) に関するイメージ図】

